第10回木曽川水系
流域委員会 資料-1

木曽川水系流域委員会　規約

（名　称）
第１条　本会は、「木曽川水系流域委員会」（以下「流域委員会」という。）と称する。

（目的及び設置）
第２条　流域委員会は、木曽川水系河川整備計画（案）の策定にあたり、河川法第 16 条の 2 第 3 項に規定する趣旨に基づき、学識経験を有する者の河川に関する意見を聴くことを目的として、国土交通省中部地方整備局長 （以下「局長」という。）が設置する。

（組織等）
第３条　流域委員会の委員は局長が委嘱し、別紙の通りとする。
２．委員の任期は平成 21 年 2 月 27 日(委嘱日より 2 年)までとし、再任は妨げない。
３．必要に応じて臨時に委員以外の学識経験を有する者を招聘することができる。
なお、臨時委員の任期は、委員の任期に準じて平成 21 年 2 月 27 日までとする。

（情報公開）
第４条　流域委員会は原則公開とし、委員会資料及び議事録については公表する。

（会　議）
第５条　流域委員会には委員長、副委員長を置くこととし、委員長、副委員長は別紙の通りとする。
２．委員長は流域委員会の議事を進行する。
３．委員長に事故があるときは、副委員長が代行する。
４．会議の招集・開催は局長が行う。

（事務局）
第６条　流域委員会の事務局は、国土交通省中部地方整備局河川部及び木曽川上流河川事務所、木曽川下流河川事務所が行う。

（規約の改正）
第７条　本規約の改正は、流域委員会委員総数の過半数の同意をもってこれを行う。

（雑　則）
第８条　本規約に定めるもののほか、流域委員会の運営に関し必要な事項は、委員の意見を聴いて委員会が定める。

付則
（施行期日）
この規約は、平成１９年　３月１３日から施行する。

第10回木曽川水系
流域委員会 資料-1

木曽川水系流域委員会　委員名簿

役　職	氏　　名	所　　属　　等	専門等
委員長	つじ もと　てつ ろう 辻 本　哲 郎	名古屋大学大学院工学研究科教授	河　川
副委員長	まつ お　なお き 松 尾　直 規	中部大学工学部教授	環境水理
委　員	おお の　むつ ひこ 大 野　睦 彦	(社)中部経済連合会常務理事	経　済
	おか やま　とも こ 岡 山　朋 子	名古屋大学エコトピア科学研究所講師	リサイクル
	こい で　のぶ あき 小 出　宣 昭	中日新聞社常務取締役東京本社代表・ 編集担当	マスコミ
	こ じり　とし はる 小 尻　利 治	京都大学防災研究所教授	水資源
	じゅう あみ　のり あき 重 網　伯 明	前中部地方整備局事業評価監視委員会委員 （NPO法人シルバー総合研究所理事）	評　価
	せき ぐち　ひで お 関 口　秀 夫	三重大学大学院生物資源学研究科教授	底生生物
	てら もと　かず こ 寺 本　和 子	豊橋創造大学短期大学教授	森林学・砂防
	ひら の　ひさ かつ 平 野　久 克	ＮＰＯ木曽三川環境保全機構理事長	環　境
	ふじ た　ゆういちろう 藤 田　裕一郎	岐阜大学流域圏科学研究センター教授	河　川
	みつ おか　し ろう 光 岡　史 郎	(財)愛知・豊川用水振興協会理事長	農　水
	みや いけ　よし ひと 宮 池　克 人	中部電力㈱常務取締役副社長執行役員	経　済
	み やけ　まさ こ 三 宅　雅 子	日本ペンクラブ、中部ペンクラブ参与	作　家
	より ふじ　たかし 寄 藤　昂	芝浦工業大学特任教授 岐阜大学、愛知大学等兼任講師	地　理

（敬称略　五十音順）

※　大野睦彦委員には(社)中部経済連合会の代表として、宮池克人委員には中部電力(株)の代表として参画頂いています。